

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（105）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2018年10月15日号）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は2016年9月に生じた諸問題のうち、核兵器問題と教育・大学問題を取り上げます。今号で2016年9月に生じた諸問題の解説を終え、次回から2016年10月分に入ります。）

B 核兵器問題

（1）本節では二つの問題について取り上げる。

第一は、核兵器禁止条約への動きについてである。この動きは、核兵器禁止条約への各国及び国連の動きと、この動きの土台を形作る人民の動きとからなる。

第二は、核兵器拡散（ミサイル発射）の動きが朝鮮人民共和国（以下、北朝鮮という）や核大国（例えばアメリカ）によって推進されている。

そこでこの二つの問題を取り上げることとする。

（2）最初に、日本政府が核兵器問題についていかなる態度・政策をとってきたのかについて、簡単に復習する。

①第一に、日本の支配層は、非核三原則（核兵器を持たない、作らない、持ち込ませない）をいわば「国是」として掲げる一方で、第二に、アメリカの「核の傘」の下

に進んで入り、第三に、いわゆる「核抑止論」（簡単にいえば、核兵器こそ国を守り戦争を抑止する力となるという考え方）に立脚する防衛政策をとってきたことである。

いうまでもなく、第一と第二とは明らかに矛盾しているが、その矛盾を解消する理屈として持ち出されるのが「核抑止論」なのである。

②そして、この「核抑止論」批判こそ、「核兵器禁止条約」への動きを推進する理論的原点なのである。そこで、次にその動きをトレースすることとする（なお、池上雅子「再考・核と人類（2）」世界2016年8月号参照）。

（3）①2016年9月5日、北朝鮮は、中距離弾道ミサイルを発射し、日本の排他的経済水域に落下させた。

②この暴挙に対し、9月6日（日本時間9月7日）、国連安全保障理事会は報道声明を発表した。

その大要は、発射は過去の安保理決議の重大な違反に当たるとして非難し、北朝鮮に自制を求めるとし、また北朝鮮指導部が市民の困窮をよそに資源を弾道ミサイル開発に充てていると厳しく非難し、その一方で朝鮮半島の緊張緩和に向け北朝鮮との対話を通じた平和的解決に向けた動きを歓迎する、とするものである（9月8日河北新報）。

③同声明について注目すべき点は、安保理が北朝鮮を強く非難すると同時に、平和的解決の方途を捨てていないことである。

④このように北朝鮮が国際的に広がる批判にも拘わらず、ミサイル発射を続けるのは一体何故か。その理由として二つあると考える。

第一は、日米の「核抑止論」に立脚する軍事同盟に対抗するには核兵器を持つ以外には手段がないとする北朝鮮指導層の政治的・軍事的な政策・思考である。

第二は、上述のようないわば「軍事優先的思考」の持ち主が北朝鮮の最高指導者・権力者として君臨していることである。

そうだとすれば、いわば軍事的圧力を加えることにより、北朝鮮に核ミサイルの所有・実験発射を思い止まらせ自制を求める

ことは逆効果になるであろう。日本としては対話と外交力、そしてアメリカとの核軍事同盟の解消に向けた道を模索すべきだと考える。

（4）①9月13日、第71回国連総会がニューヨークの国連本部で開かれる。この総会の最大の焦点の一つが、核兵器禁止条約の交渉開始を巡る議論である（9月13日赤旗）。

核兵器廃絶については、スイス・ジュネーヴで開かれた国連作業部会が、8月に国連総会に対して2017年に核兵器禁止条約の交渉を始めるよう勧告する報告を賛成多数で採択した（核兵器禁止条約を目指す国々は、軍縮・国際安全保障問題を扱う総会の第一委員会で交渉開始の決議を目指す構えをとっているという）。

なお、核保有5大国（米、英、仏、ロ、中）は、作業部会に開催に反対し参加しなかった。では日本はどうかといえば、作業部会の報告採択で棄権した（前掲赤旗）（また、国連の通常総会は、毎年9月に開会し、基本的審議は12月までに終わるといふ）。

（5）①2016年9月14日、核軍縮に関する共同声明の最終案が判明した（9月16日河北新報）。

②同声明案は、米ロなど核保有5大国が包括的核実験禁止条約（CTBT）採択か

ら9月で20年となった機にまとめたものである。そのポイントは、次の4つである（前掲河北新報による）。

①爆発を伴う核実験の一時停止の継続を再確認。

②爆発を伴う核実験や核爆発を実施すればCTBTの目標が達成できなくなる。他の国にも一時停止継続を求める。

③早期のCTBT発効に向け取り組む。全ての国に署名・批准を促す。

④5大国の核保有や維持・管理は核拡散防止条約（NPT）やCTBTの目的と一致。

⑤なお、右声明案で触れられている包括的核実験禁止条約とは、1996年に国連総会で採択され、183ヶ国が署名し、批准国は166ヶ国になるが、その発効には条約交渉の時点で研究・発電用の原子炉を持っていた44ヶ国の批准が必要だが、うち米国や中国など8ヶ国が未批准。パキスタンとインド、北朝鮮は署名もしていない（なお北朝鮮は2003年にNPTから脱退を宣言）、というものである。

⑥この声明案の内容的特徴は、①核保有5大国が北朝鮮を念頭に置いたものであること、②5大国の核保有を正当化していること、③同声明案には、北朝鮮を牽制する狙いはあるものの、その実効性を期待できないこと、④CTBT発効への国内世論を

盛り上げたいアメリカ政権の思惑が働いているとみられること、の4点にある。

(6) ①2016年9月18日、非同盟諸国会議（120ヶ国が加盟、27ヶ国がオブザーバー参加）の第17回首脳会議が南米ベネズエラのマルガリータ島で開催され、「マルガリータ宣言」及び「最終文書」を採択して閉幕した（9月20日赤旗）。

②「マルガリータ宣言」の大要は、次の通りである。

③次回首脳会議までの3年間に取り組む課題を列挙したものであり、核兵器廃絶条約の交渉開始を強調した軍縮・安全保障をはじめとして、テロ、気候変動、国連改革、国連平和維持活動（PKO）、民族自決権など、21項目からなっている。

④テロについては、テロを断固糾弾するとともに、テロを特定の宗教・文明・民族集団に結びつけないことの重要性を指摘し、国連改革に結びつけ、国連総会の役割の回復・強化と安保理事会の民主化・拡大を提起し、PKOについてはPKOの基本原則、すなわち当事者間の同意、公平性、自衛以外の武力不行使が、PKOの成功にとって不可欠であることを指摘している。

⑤なお、今回は2019年、アゼルバイジャンに決まったという。

(7) ①2016年9月21日、ニューヨークの国連本部で、CTBT（包括的核実験禁

止条約) 発効に向けた機運を高めるための第8回CTBTフレンズ外相会合が開かれ、北朝鮮の核実験を非難し、その核開発と開発計画の放棄を強く求めた(9月23日朝日新聞)。

②このように、核保有大国(5大国)及びその傘下にある国々は、北朝鮮による核実験に対しては厳しい対応をとる一方で、自らの核の保有・行使についての特権的立場は保持し続けようとしている。そのため、勢い核禁止については腰が引け曖昧な政策・態度をとると考えられる。

5大国及びその傘下にある国々(例えば日本)に、このような分裂的な、かつ曖昧な政策・態度をとることを許容することは、人道的視点に立つ場合克服されるべき課題であると考えられる。

(8) ①2016年9月23日、国連安保理事会は、“爆発を伴うあらゆる核実験の自制を求める決議”を採択した。決議の概要は、①爆発を伴う核実験の自制と実験の一時停止措置の維持、②核実験の監視施設を持つ国が自発的に監視体制につき報告すること、などである(5月25日赤旗)。

②この決議の注目すべき点は、核実験の一時停止措置の維持をうたったことである。この部分は、核の全面廃絶をうたっていない点は不十分ではあるが、単なる自制を求めるに止まらず、核実験の一時停止の

措置と、監視体制について報告義務とを課したことは、核廃絶への一道程として評価されてよいであろう。

③そして確実に核兵器廃絶は、世界の趨勢、大きな流れとなっている。

このことを示すのが、2016年9月22日の潘基文国連事務総長のメッセージである(9月25日赤旗)。

そのメッセージとは、④核兵器廃絶は国連創設の原則の一つだ、⑤緊急性と集団的な目的をもって全面廃絶に努力すると誓おう、⑥国連第1号決議が核廃絶だった、⑦核軍縮の多国間交渉が行き詰まっていることへの懸念を抱いている、⑧NPT(核不拡散条約)再検討の次のサイクルが2017年から始まる、“重要なのはすべての国が遅滞なく、いま行動し、核軍縮と核不拡散の約束を実行することだ”、と訴えるものである。

(9) ①2016年9月20~26日、第71回国連総会(於ニューヨーク)で各国代表による一般討論が行われた(9月28日赤旗)。

②テーマは、核兵器廃絶、急増する難民・移民、地球温暖化などであった。

③そして核廃絶については、④5回目の核実験を行った北朝鮮を非難し、⑤核保有国に責任ある核廃絶に向けた取り組みを求める意見、核軍備の縮小・廃絶へ多国間交

渉の前進を図る作業部会の意義を述べる発言、さらには国際社会、とくに核保有国は核兵器撤廃の交渉を前進させるため誠実に努力しなければならない（ネパール）などの意見が出された。そしてオーストリアからは、“同作業部会の勧告に基づき、核兵器禁止条約に関する交渉を2017年に開始するよう求める総会決議案を提出する”との表明がなされた。

(10) ①2016年9月28日、核兵器禁止条約の実現に向け、メキシコなど推進派の国々が共同で国連総会に提出する決議案の素案が明らかになった（9月30日朝日新聞）。

②核兵器禁止条約については、国連・核軍縮作業部会（2016年2月から8月にかけてスイス・ジュネーブで開かれた）が条約の締結交渉を2017年中に始めるよう勧告する報告書を賛成多数で採択した。

IV 教育・大学問題

(1) ①2016年8月8日、第55回教育科学学会全国大会（於東京都）が開かれ、「生徒指導規程」（以下「規程」という）の問題が取り上げられた（9月3日赤旗）。

②この「規程」とは、問題行動を起こした児童・生徒を学校の教職員が指導する場

③そこで素案は、この勧告を踏まえ、“国連総会は、核兵器全廃に向けて、核兵器を禁止する法的措置の交渉のための国連会議を2017年に開催することを決定する”と明記した。

④なお、決議案は、国連第一委員会で取り扱われ、10月24日以降に採決にかけられ、中南米やアフリカの国々100ヶ国前後の賛成多数で採択されることが確実だ、という見通しである。その場合には、核保有国の強い反撥は必至で、日本やNATO（北大西洋条約機構）加盟国、オーストラリアなどアメリカの「核の傘」の提供を受ける国が反対や不賛同の立場を表明することが確実視されていると分析されている。その理由は、北朝鮮の核実験など厳しい安全保障環境である（前掲朝日）。

⑤なお、この核兵器禁止条約のその後の推移については後に述べることとし、Bはこれで終える。

合のマニュアル（手引きとなるもの）であるが、この「規程」の問題性が現場教員を悩ませている実態が同全国大会で取り上げられている。

③では、どこに問題性があるのか。

③「規程」の作成に当り、職員会議で十分議論や合意形成した学校が見当たらないこと。

④指導には「特別指導」と「別室指導」とがあり、「特別指導」とは、服装違反や激しい授業妨害などを起こした場合になされるものであり、保護者を学校に呼んで指導の趣旨を説明し、場合によっては警察などの関係機関と連携することである。

「別室指導」とは、暴力、飲酒、喫煙などの場合に行われ、数時間から5日間、別室でひたすら漢字の書き取りをさせるものであり、その期間中は保護者が送迎し、他の生徒との接触は禁止、トイレは許可制、部活動は禁止、これらが守られなければ日数を延長する、というものである。

⑤同大会で報告した小李克巳さん（広島県の公立中学校教員）や前記赤旗記事によれば、その問題性は以下の点にある。

①「規程」にもとづく画一的な指導が生徒を追い詰め、学校が荒れ、教職員への暴言が多くなったこと。

②深刻なのは関係性がバラバラにされ、教職員間の寛容が失われ分断され、保護者や地域との信頼関係も崩壊すること。

③子どもへの不信と子供のプライドを傷つけることが「規程」の根底にあること。以上である。

④このような問題性を克服する取り組みも始まっていると、小林さんは紹介・報告している。

その取り組みとは、「規程」と距離を置き子どもの気持ちに寄り添った指導への切り換えで、子どもたちの言動が柔らかくなった学校や、ゆるやかな合意づくりをすすめる学校などの例であり、「参加と共同の力」でしなやかさと柔らかさと笑いのある学校づくりをすすめること、以上である。

(2) ①次に大学の科学研究者と軍事研究との関係について考えてみたい。まず最初に、その歴史的推移を概観し、そこからその現代的意義を抽出してみたい（9月21日赤旗参照）。

②日中戦争（1937年7月7日）が始まった1937年11月、日本学術振興会（1933年設立）は、ある建議を行った。その建議とは、輸入に頼っていた原材料を自給自足するための研究や、必要不可欠の軍需品製造などを重点課題とするものであった。

その翌年には、国家総動員法が施行される中で、科学研究者の根こそぎ動員が行われるようになり、それが本格化したのが1943年8月の閣議決定「科学の緊急整備方策要綱」以降である（この要綱では、“学理研究を、戦力の急速増強に資するため、体制を速やかに整備する”、としていた）。1943年12月には、大学横断の学術

研究会議研究班がつくられ、翌 1944 年度には 1927 人の研究者による 193 の研究班が組織され、木製飛行機、化学兵器と爆発物、③潜水艦の防音、④航空医学、⑤熱帯と寒冷地医療など、幅広い分野の科学者が動員された。1943 年 10 月には、大学院生を総動員する「大学院特別研究生制度」が発足し、軍需工場や軍の委託研究に勤労働員された。

そして、1944 年 8 月には、「陸海軍技術運用委員会」が発足し、それ迄技術院、文部省陸軍、海軍がそれぞれ独立に近い形で進めていた科学者動員が一本化された。その目的は、“科学技術の即時戦力化と決戦兵器の迅速円滑な量産化であった。同委員会により、軍学官の研究者を統合し根こそぎ動員する体制が作り上げられたのである。

③この歴史的事実が現代に残した教訓は何か。池内了名誉教授の語ることは次の通りである（前掲赤旗）。

“昔も今も科学者は無節操で、資金と資材を提供され、研究ができれば目的は軍事でもよしと考えがちです。私には研究者の墮落としか思えません。戦前の学会は富国強兵思想に染まった長老に支配され、教授など上の人が資金を獲得、若手が労働力としてこき使われる環境がまかり通っていました。現在にも通じます。研究者が平等に

自由な議論ができる民主的な学会、研究室をつくらないと、同じ過ちをくり返すことになりす”、と。

(3) ㉔2016 年 9 月 26 日、「集团的自衛権の行使容認に反対している北海道の大学・高専関係者有志のアピールの会」は、「軍学共同の軍産・学複合体づくりに NO といえる大学の自治と自由を」とする声明を発表し、北海道大学に提出した（9 月 28 日赤旗）。

㉕この声明に至る経過は次の通りである。北大は、2016 年度、防衛省の安全保障技術推進制度に応募し、同大学院工学研究班の流体力学分野の研究課題が採用された。この採用は道内で初めてであり、旧帝大でも初めてであった。

㉖声明の概要は、次の通りである。「北大執行部が軍学共同容認に舵を切った」と批判。「重大な大学政策の転換に大学構成員に諮ることなく、トップダウン方式で決定された」と抗議。安全保障技術研究推進制度についても、今年 1 月に閣議決定された「第五期科学技術基本計画」に防衛関連技術の研究開発推進を盛り込んだことや、経団連が大学に対して「安全保障に貢献する研究開発に積極的に取り組むこと」「研究推進制度」の拡充を求めている

ことを挙げ「軍事大国化をめざす政策の一環」だと強い疑念を表明した。

そして、軍事研究そのものが憲法9条の精神に反するとともに、秘密保護を伴い、大学の自治、学問・科学研究の自由を奪うとして、大学に軍事研究の応募を迫る政策に反対することを訴えている。

(4) 以上は、理科系研究者が現在置かれている状況の一端である。しかし、ことは理科系に限らず、文科系研究者も同じ状況に直面していると見るべきであろう。このことについては、触れることがあろう。

(なお、以上をもって2016年9月分を擱筆する。2017年5月末執筆。)